

令和 5 年11月27日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和5年11月27日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐 野 仁 君
総 務 課 課 長 補 佐	阿 部 晃 君
総 務 課 主 事	高 橋 秀 彰 君
町 民 生 活 課 長	阿 部 伸 二 君
町 民 生 活 課 係 長	堀 田 修 一 君
税 務 課 長	寒 河 江 克 哉 君
税 務 課 係 長	早 坂 晴 美 君
下 水 道 課 長	小 野 英 樹 君
下 水 道 課 課 長 補 佐	田 村 太 市 君

教育委員会部局

教 育 委 員 会 教 育 長	大 友 義 孝 君
-----------------	-----------

教育事務局長兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎 君
教 育 総 務 課 長	伊 藤 博 人 君
学校教育環境整備室係長	佐 藤 敏 次 君
学校教育環境整備室主事	伊 藤 大 樹 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君
主 事	佐 藤 理 子 君

議事日程

令和5年11月27日（月曜日） 午前11時19分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 美里町国民健康保険の運営について
- 2) 下水道使用料の見直し（案）に係る住民懇談会の開催報告について
- 3) 美里町新中学校整備について
- 4) 例規の一部改正における新旧対照表方式の導入について
- 5) 職員の懲戒処分等について

第4 その他

第5 閉 会

午前 11 時 19 分 開会

○議長（鈴木宏通君） 皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は 5 件でございますが、本日全員協議会、全員出席でございます。

ただいまから会議を始めます。

なお、傍聴があるんですが、ここにまだ来ないですが許可をしております。

まず最初に、町長から御挨拶をいただきたいと思います。

○町長（相澤清一君） それでは挨拶を申し上げます。

ただいま議会で御承認をいただきましたことには感謝を申し上げます。

また、昨日は本当に大変、町の事業、イベントもございました。町では、美里町駅伝競走大会がこれは旧南郷町からありますけれども 51 回目を数えた駅伝大会で、非常に 16 チームが参加ということで、非常に盛会に開催をできました。

また、町では町民文化祭もここで、コミュニティセンター、文化会館で行われまして、それにも多くの町民の方々が御参集をいただいたということでございます。

それから、午前、午後とわたりまして今回 4 月からトマト栽培のデ・リーフデ美里が稼働するわけでございますけれども、その職員の採用の説明会、そしてその採用のことについてお聞きしたいということで 30 名の募集というふうな要件でございますけれども、90 名の方が来ていただいて、そのうち 76 名ほどがもう 1 回面接を受けるということで、非常にそういう面ではありがたいなと、そのように思っております。

そういうふうな、昨日は一日議員の皆様にも顔を出していただきましたことに感謝を申し上げますところでございます。

それでは、議会全員協議会でお話しをさせていただき、本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき厚く御礼申し上げます。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、1 点目は美里町国民健康保険の運営について、2 点目は下水道使用料の見直し（案）に係る住民懇談会の開催報告について、3 点目は美里町新中学校整備について、4 点目は例規の一部改正における新旧対照表方式の導入について、5 点目は職員の懲戒処分等についてであります。

初めに、1 点目の美里町国民健康保険の運営について御説明申し上げます。

美里町国民健康保険の運営について、その事業状況から保険税の見直しを行うとともに、美

里町国民健康保険税条例の一部を改正したいことから、本日その内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の下水道使用料の見直し（案）に係る住民懇談会の開催報告について御説明申し上げます。

令和5年10月29日から11月1日までの4日間、町内4会場において下水道使用料の見直し（案）についてをテーマに住民懇談会を開催いたしました。本日はその概要について御報告申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど下水道課長から御報告申し上げます。

次に、3点目の美里町新中学校整備について御説明申し上げます。

美里町新中学校整備等事業及び美里町新中学校開校準備委員会の進捗状況と今後のスケジュールについて、本日御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど教育委員会教育総務課学校教育環境整備室長から御説明申し上げます。

次に、4点目の例規の一部改正における新旧対照表方式の導入について御説明申し上げます。

条例規則等の一部改正における議案等の書式について、新たに新旧対照表を用いた形式を導入したいことから、本日その内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど総務課長から御説明申し上げます。

最後に、5点目の職員の懲戒処分等について御説明申し上げます。

本日、健康福祉課の職員2人を懲戒処分といたしました。処分の内容につきましては、1人を減給4か月、1人を戒告としたところであります。また、本日、教育委員会教育総務課の職員1人を懲戒処分いたしました。処分内容につきましては、減給3か月としたところであります。本日はこれらの内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど総務課長及び教育委員会教育総務課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。非常に項目が多いわけでございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。それでは、早速説明及び意見を求める事項につきまして、1)番、美里町国民健康保険の運営についてに入りたいと思います。それでは総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 1点目、美里町国民健康保険の運営について担当者を説明させていただきます。町民生活課課長、阿部伸二でございます。

○町民生活課長（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく町民生活課係長、堀田修一でございます。

○町民生活課係長（堀田修一君） 堀田です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 税務課課長、寒河江克哉でございます。

○税務課長（寒河江克哉君） よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 税務課係長、早坂晴美でございます。

○税務課係長（早坂晴美君） 早坂です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員は以上です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。それでは、説明を担当課課長よりお願いいたします。町民生活課長お願いします。

○町民生活課長（阿部伸二君） それでは説明のほうを始めさせていただきます。

美里町国民健康保険事業の状況につきまして御説明申し上げます。資料 1 を御覧いただきたいと思います。

初めに、1 の国民健康保険加入状況及び推計について御説明いたします。国保被保険者数は年々減少傾向にあり、令和 6 年度推計では 5,000 人を下回る状況となっております。これは団塊の世代、昭和 22 年から昭和 24 年生まれに当たる国保加入者が 75 歳に達し、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行するため、令和 5 年度から令和 6 年度にかけ、国保加入者の減少率がピークを迎えます。また、令和 4 年 10 月から実施されております社会保険適用事業所の拡大も減少の要因と推測されます。

次に、2 の国民健康保険に加入しております前期高齢者（65 歳以上 74 歳以下）の割合及び推計について御説明いたします。表の中段にございます 70 歳以上の割合が年々増加しておりますが、これは先ほど申し上げました団塊の世代の割合がこれに当たります。団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度へ移行後は、徐々にですけれども減少傾向が続くものと推測されます。

続きまして、3 の医療費の状況及び推計について御説明いたします。医療費につきましては被保険者の高齢化や医療措置の高度化により、年々増加しております。令和 5 年度の推計では約 19 億 8,000 万円となっております。

続いて次ページ、4 の 1 人当たりの医療費と保険税について御説明いたします。1 人当たりの医療費も被保険者の高齢化や医療措置の高度化により、医療費は年々増加しております。令和 5 年度推計では前年度比で 2 万 6,133 円増加し、39 万 503 円となっております。1 人当たりの保険税も年々増加傾向にあり、令和 5 年度推計では 10 万円を超えて 10 万 2,001 円となっております。これは令和元年度以降、賦課限度額の引上げ等により増加しているものとなっております。

続いて、5、財政調整基金の残高及び推計について御説明いたします。この財政調整基金の目的につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るためのものでありまして、国民健康保険事業費に不足を生じた場合の補填や、国保の円滑な運営に必要な経費への充実に活用しております。また、想定外の事態に備えるためにも、ある程度の基金を保有する必要がございます。財政調整基金の年度末残高状況及び推計については、令和元年度でおよそ9億2,500万円ありましたが、令和5年度末には約4億6,200万円となっております。

続いて、6の財政調整基金保有額の目安を御覧いただきたいと思います。財政調整基金の適正とされる保有額は、過去3年間の保険給付費の平均額の25%程度とされております。本町の適正な保有額の規模は、保険給付費から推計しますと約5億円程度となります。しかし、令和5年度末には、この5億円を割り込む見込みとなっております。基金の活用内容につきましては、これまで特定健診受診率の向上取組や、医療費抑制となる保健事業、新型コロナ対策、物価高騰対策の国民健康保険税の引上げ特例などを財政調整基金を原資として行ってまいりました。

最後に、3ページ御覧いただきたいと思います。

7の国民健康保険税の推移から分かりますように、収入額につきましては年々減ってきている状況であります。

以上、町の国民健康保険事業の状況について説明させていただきました。

○議長（鈴木宏通君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） ただいま町民生活課長から国民健康保険事業についての説明がありましたが、その今話ありました財政調整基金の残額が減っているということを受けまして、町長から歳入面の見直しの部分を指示受けております。それに伴いまして、国民健康保険税の見直しを12月議会のほうに条例改正という形で提案させていただきたいと考えております。その内容につきましては、国民健康保険税を担当しております主幹兼係長であります早坂係長のほうから詳細を説明させていただきます。内容につきましては、全員協議会（資料2）税務課と書かれているものでございますので、そちらを見ていただきながら説明をさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 早坂係長。

○税務課係長（早坂晴美君） 税務課で国民健康保険税係しております早坂です。よろしくお願いいたします。

では、お手元にお配りしております資料2を御覧ください。

ただいま課長が申し上げましたとおり、12月会議にお諮りする予定で今進めております。国民健康保険財政調整基金の枯渇、現在の状況等を鑑み、また、国民健康保険事業の円滑な運営を行っていくため、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をただいま準備してございます。主な改正点は3点でございます。

まず1点目です。医療分均等割額の特例を今行っております、令和2年度から実施してございますが、この特例を令和5年度までといたしまして、それによりまして均等割額、ただいま1万円でございますが、これが2万2,000円に戻る形にしたいと考えてございます。

2点目です。未就学児の均等割額の特例。ただいま令和4年度から国の施策といたしまして5割軽減、未就学児に関しましては5割軽減。今年度より町独自の施策といたしまして、残りの5割を軽減いたしまして、実質負担ゼロといたしております。この医療分後期分の均等割額を、未就学児から18歳になる年度末まで特例対象年齢を上げたいと考えてございます。

最後に3点目です。産前産後期間の所得割額及び均等割額を減額したいと考えてございます。こちらにつきましては令和6年1月から実施したいと考えてございます。これは国の施策といたしまして、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月まで合計4か月、多胎妊娠の場合は6か月につきましては出産被保険者の、実際に出産される方、出産被保険者の所得割額及び均等割額を減額いたしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから御意見、質問等何かありましたら。ありませんか。吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君） すみません。じゃあ2点ほどお尋ねしますけれども、国民健康保険の5番の財政調整基金の残高状況と推計ってありましたが、令和元年度から大体1億円ぐらいの減で来ているのかな、4年度から5年度はこれ推計となっていますが、これ2億2,000万円ぐらいかな、今の見通しですけれども、これ急激にこのぐらいの減額になった理由というかですね。

あと、もう一ついいですね。（「はい」の声あり）6番目の財政調整基金、（「1つずつ行きましょう」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） まず最初に、財調のほうの2億2,000万円だった理由。減額になった理由。では、町民生活課堀田係長。

○町民生活課係長（堀田修一君） 着座にて御説明いたします。私のほうから御説明させていただきます。

先ほど5年度末の基金の残高のほうなんですけれども、その使われ方につきましては、まず国

保税の軽減に約5,000万円程度。あと保健事業、こちらのほうが多くて令和2年度から、がん検診、あとは脳検診等、補助金の額を上げております。それなぜ上げたかと言いますと、やはり医療費が、推計がだんだん多くなっているということで、検診をして、あと特定健診などもその受診率を上げるためにもこういった事業を行って、それが2,300万円程度、そちらの保健事業のほうに財政基金を原資として行っております。あとは先ほど課長のほうからもお答えがあったように、7番の国保税の推移を見ていただきたいんですけれども、こちらが年々減少している状況でございます。令和3年度から4年度にかけましては、約3,200万円程度収入で落ち込んでおります。そのため、先ほど課長から申しましたとおり、要するに収入の部分が全体的に下がっておりますので、その歳入で行っている事業を賄うために原資として基金を使っているという状況がここ数年続いております。先ほど令和2年度にはもう9億円ぐらいあった金額なんですけれども、それが4億6,000万円。ただこれはあくまでも令和5年度末ですので、今回の6年度、今新年度予算を策定している最中なんですけれども、こちらもやっぱり1億円ぐらい基金から繰り入れる形になる可能性があるのも、そのために今回税の改正のほうにつながっているということで御理解いただきたいと思います。

以上となります。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 分かりました。私懸念したのは、この6年度も例えばこのような流れで行けば、それこそ大変になってくるなと思ひまして。先ほど課長さんの説明にもありましたけれども、いろいろな新型コロナウイルス関係とか、そういうような事業の持ち出しした分でこういうふうになったというのは分かりました。

それから、じゃあ6番の財政の保有額、これ想定外のことをいろいろ考えてということで、25%以上を有していなければならない文言ありますけれども、この25%というのはどういう根拠でこういうふうになってきたんだか。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課係長（堀田修一君） そちらについて私のほうから御説明申し上げます。

こちら国の厚生省のほうで、課長通知という形になっているんですけれども、過去3年間の保険給付費の平均額の25%を保有していれば大丈夫ではないかということが示されておりました、うちの町に当てはめると、令和2年度と4年度の国保の給付の決算額になりますけれども、そちらが58億5,981万5,320円ということで、それをまず3か年に割りまして、19億5,327万1,773円。そのあと25%ということで約5億円の保有という形で示されております。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） ですから、ここにも本当に厚労省の通知とか、それから過去3年間の、本町においては5億円を新たに有しなくちゃならないという、最低のあれでしょうけれども、その想定内容とかそういうふうな、その内容というのも悪いけれども、どのようなことを考えてのその25%だったんですかということをお聞きしたかったんです。今までもないと思うんですけども。でもそういうようなものも事例としてこういうのあつてこうだよということじゃないかと思って。ここを聞きたかったんです。

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課係長（堀田修一君） 説明します。あくまでもこちら25%というのは、国から示されて必ずこうしてくださいという部分ではないんです。これぐらいを持っていいただければ何かあったときにも対処できる金額であるということで示されている金額です。（「すみませんね、その何かあったときって、その何かって例えばどういうもの」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 堀田係長。

○町民生活課係長（堀田修一君） 私のほうから説明申し上げます。一応、課長のほうからも想定外の事態ということでしたけれども、その内容につきましては、やはり災害の部分、何か起きた場合、その部分に使われると。あとは先ほど7番で申しましたけれども、税収減の部分です。この部分というのはやはりなかなか読めない部分ありますので、その部分が影響しているというところと考えております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

では、ほかにございますか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 大変お疲れさんでございます。私のほうからは、常任委員会で提言しているところ、ちょっと逆のことに行っちゃうかもしれませんけれども、聞いていただきたいと思います。

まず、個人的に負担が増えるということには変わりないと思うんですよね。そういった中、やっぱり住民の方の理解を得るためには歳出を削るのが一番の近道ということが当たり前だと思うんですけれども、医療費であります。こちらの医療費につきまして年々増加している傾向にあるということでございます。そういった中、我が町の方針としまして18歳以下は医療費無料ということを取り組んでおります。全国的にこういう事業に取り組んでいますと、どうしても子供の医療費が増額して医療費のほう膨らんでくるという現象が全国で起きております。そういった中、そういう子供、親御さんにしてみればかわいい子供です。ちょっと調子悪けれ

ばすぐ病院に行って無料だから診てもらおうというのが多くなるということで、そういうどうしても先進地においては膨らむのに対処するために、子供の医療費をなるべく抑えましょうということで親御さんたち等いろいろ取組を行って理解してもらって、そういう相談窓口を設けて無駄な医療費、そういうのを減らそうという努力をしているところでございます。我が町としましても同じように医療費のほうで無料ということで膨らんできていると思いますので、そういう取組を今後そういう医療費を抑えるということで住民に理解してもらうためにしていかなければいけないのかなと思うんですけれども、その辺についてほかの課と連携してどのように話し合われているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。無駄なというのは削除させていただきます。（「すみません、言い方が悪かったです」の声あり）町民生活課長。

○町民生活課長（阿部伸二君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、町としましては町民生活課、税務課、健康福祉課、組織を横断した形で医療費の削減というところを各種計画にもいろいろちりばめながら、例えば具体には、重複受診の抑制、時間外休日受診の抑制、かかりつけ医を持ちましょうでしたり、あと年1回の特定健診の受診、がん検診の受診等々の推進を進めております。どうしても近年、先ほど説明したとおり、医療費の増大というところは、なかなか押さえられないような状況にはなっていますが、やはり健康で平均寿命を延ばすというところが肝になろうかと思しますので、なるだけその健康推進の部分、あとまちづくりなんかの生涯学習の部分なんかにも絡んでこようかとは思いますが、なるだけ健康な形で生活していただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） とにかく住民のほうは保険税上がるのっていう感じだと思うんです。だからきちっとその辺も取り組んで、十分理解を得るような形で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございますか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 1点お伺いします。3ページのところの最後のところです。歳入の根幹である税収のさらなる確保が必要ということで、今回12月上程というところの主な改正の内容というところがあるんですけれども、こちらのほうを行うことによってどれほど改善というか、できるのか。先ほどお話の中では4億6,000万円のところが来年度見込みで1億円減にな

るところというところと、あと聞き間違えだったらすみません。特例分の軽減分として5,000万円ということなので、戻しても5,000万円くらいになってしまう、上乘せになる程度だと5億円にはやはり満たないのかなと思ったんですが、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに4億6,000万円の見込みのものが改善されるのかというのは、来年度になってみないとまだ分からない点でございますが、歳入を所管します税務課といたしましては、コロナ軽減の特例の部分で、先ほど堀田係長が言ったとおり4,500万円から5,000万円程度を毎年減額していると。その部分は申し訳ないんですが、令和5年度でやめることによって増収にはなるだろうと見ています。ただし、美里町独自の施策としまして、これは町長からの指示でございますが、18歳までの被保険者、つまり国保加入者の方々の部分の均等割額の部分を負担ゼロにしたほうがよろしいんじゃないかということの部分の施策を実現しますと、約600万円から700万円程度、その部分で歳入が減ると見込まれます。ですので差引きしますと4,500万円から700万円引きますと3,800万円は来年度税収は伸びるんじゃないかと思込まれますので、それでもってその5億円の財政調整基金を何とか維持していきたいなと。これは歳入の面からのことでございます。先ほど来から議員がおっしゃるとおり、歳出の減というのが一番やはり、この根底となるものでございますが、歳入の面ではそういったことで考えている次第でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございますか。ないようでしたらば、この件に。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 近隣の市なり町の動向はどのようになっているのか、その辺を調査していますか。（「歳入だけですか、歳出でしょうか、今の税のことでよろしいですか」の声あり）いや、結局は値上げということになるんだろうと思うんだけど、だからその辺はどのようになっているのか。（「元に戻す」の声あり）戻すというより、結局今1万円しかもらってないんだからさ、実質は値上げになることでしょう。取りあえずそれ。

○議長（鈴木宏通君） 税務課長。

○税務課長（寒河江克哉君） ただいまの質問でございますが、コロナ軽減につきましては御存じのとおり、1人当たり2万2,000円の均等割額を1万円にするというものでございました。そちらのほうを実質、令和5年度で終わりますと、議員が言ったとおり値上げになるというようになるでしょうけれども、町といたしましては戻すという、元のとおり基本形に戻すという考え方でございます。

それでもって近隣市町村の動向をまずお話しさせていただきたいと思います。大崎市につきましては、令和４年度に国保税全体の税率改正をしております。それによりまして若干の値下げはあったんですけれども、特筆すべきは18歳以下の被保険者、つまり国民健康保険税に入っている加入者の方々、18歳以下の均等割額を半額にするという措置を取っています。これ大崎市でございます。

あとは涌谷町です。涌谷町につきましては、美里町と同様にコロナ軽減という措置をしておりますが、そのコロナ軽減は令和３年度でやめております。令和３年度でやめております。令和４年度からは、それを子育て支援のほうにお金を振り分けまして、未就学児の均等割額の全額軽減ということを令和４年度からしております。美里町はこれは令和５年度からしていることですが、涌谷町は令和４年度からしているということです。なお、令和５年度から涌谷町ではその18歳以下の均等割額の全額軽減ということをしております。でありますので、大崎管内だけでは申し訳ございませんが、この18歳以下の被保険者の方々に対する均等割額を実質ゼロにする、ゼロもしくは半額にすることによって保護者、これは世帯主が加入しておりますが、保護者の方々の負担を少しでも減らそうということを行っている状態でございます。でありますので、美里町におきましてもコロナ軽減は廃止、取りやめさせていただきますが、子育て支援を充実させるという意味合いで令和６年度からは、18歳までの被保険者部分の均等割額は実質ゼロにするというふうに向方向転換したということでお考えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

では、ないようでしたらば、この美里町国民健康保険の運営についてを終了させていただきます。ありがとうございました。

では再開を１時15分とさせていただきます。

午前１１時５５分 休憩

午後１時１４分 再開

○副議長（村松秀雄君） それでは、ただいまから午前に引き続き全員協議会を開きます。

本日の全員協議会、全員午後からは出席でございますので、これから会議を始めます。

それでは、２）番、下水道使用料の見直し（案）に係る住民懇談会の開催報告についてを議題にいたします。それでは総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） ２点目の下水道使用料の見直し（案）に係る住民懇談会の開催報告

につきまして説明員を紹介させていただきます。

下水道課課長の小野秀樹でございます。

○下水道課長（小野英樹君） 小野です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 課長補佐の田村太市でございます。

○下水道課長補佐（田村太市君） 田村です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員は以上です。

○議長（鈴木宏通君） では早速、説明をいただきたいと思います。

皆さんにまず御案内します。こちらは見直し案に係る住民懇談会の開催についての報告でございますので、8月には下水道案についての説明は十二分に皆さんに説明したということで御理解をいただいて進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

では説明、小野下水道課長。

○下水道課長（小野英樹君） お忙しい中、お時間を頂戴し大変ありがとうございます。座って説明のほうをさせていただきます。

それでは、下水道使用料の見直し案に係る住民懇談会の開催報告となります。

資料1枚目にありますとおり、1、開催状況といたしまして4日間にわたり4会場、延べ27人の住民の皆さんの出席をいただき、懇談会を実施してまいりました。懇談会で説明いたしました内容としましては、2、配付資料となります。別紙1といたしまして、A3の資料3枚お渡ししております。

1枚目につきましては、前回全員協議会でお配りさせていただきました広報紙に掲載予定の資料とおおむね同様の内容となっております。

2枚目、3枚目につきましては、前回全員協議会で御説明させていただいた際には、実施しておりましたパブリックコメントの資料を基に御説明いたしましたが、その内容等を踏まえ、使用料改定の経過説明の資料として住民懇談会で説明した内容となっております。内容の概要につきましては、パブリックコメントの資料とおおむね違いございませんので、説明のほうは省略させていただきますと思います。

1枚目に戻っていただきまして、3、主な意見等となっております。別紙2といたしまして、A4両面10ページからなる資料を御用意しております。No.表とNo.意見等の概要、町民からいただいた意見等となっております。そして右側に意見等に対する町の回答の概要を記載しております。1枚目No.のすぐ下に丸、下水道使用料の改定についてとございますが、意見の内容につきましてはおおむね4つにグループ化しております。

3 ページ目お開きください。No.14と15の間に、下水道使用料の改定時期についてとございます。3 ページ目です。両面になりますA 4 の資料です。よろしいでしょうか。A 4 の資料です。別紙 2 といたしまして両面の資料を御用意しております。

こちら意見をグループ化しておりまして、3 ページ目の部分ではお開きいただきますと14、15というNo.の間に丸、下水道使用料の改定時期についてと、時期についての御意見を取りまとめております。

めくっていただいて5 ページ目、No.20の上に丸、下水道の経営・整備等についてとして、広く御意見をいただいたものを20番以降記載してございます。

ページめくっていただいて、9 ページ中ほど、41と42の間にその他として、使用料改定と直接的な関係性はございませんが、下水道に関していただいた内容を取りまとめ記載させていただいたものになります。

なお、9 ページあるいは10ページの中で町の回答概要、御意見、御要望として記載しているものがございますが、こちらにつきましては会場で時間の都合もございましたが、町の回答を求めるのではなく、参加いただいた皆さんが意見として申し上げたいということでいただいた意見はそうように記載しているところでございます。

資料戻っていただきまして、4 番、その他でございます。A 4 縦の最初の資料になりますが、その他といたしまして、前回全員協議会で御報告させていただいた時期にパブリックコメントを実施しておりましたので、そのパブリックコメントの実施結果につきまして簡単に記載させていただいております。9 月 8 日から10月10日まで実施し、2 人の方から 4 件の御意見をいただきました。意見の概要といたしましては、記載のとおりでございます。町といたしましては、今後12月議会のほうに条例の提案をいたしたいと考えているところでございます。

報告簡単でございますが、以上となります。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明いただきました。皆さんのほうから御意見等、質問等ありましたら。伊藤議員。マイクをお願いします。

○6 番（伊藤牧世君） 1 点だけお聞きします。住民懇談会 4 回行われていますが、今後また住民懇談会を行うことがあるのかどうか。意見要望等の中の39番ですか、そちらのところは例えば一刻も早く下小牛田地区で住民懇談会を開いてもらいたい意見要望にはなっているんですけども、開くような予定とかを考えているのかをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 下水道課長。

○下水道課長（小野英樹君） 39番の案件は、具体的には使用料改定の住民懇談会ということで

はなくて、今後の下水道の整備についてという御意見でございました。住民の方からいただきましたので、区長さんを通じて個別の住民懇談会の開催要望を出していただければということでお話しさせていただいておりますが、現時点で開催要望というのが町のほうにまだ提出されておられません。ただ、通常住民懇談会の入り口はございますので、要望等がございましたら積極的に御説明に上がりたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 住民懇談会の開催報告についてですけれども、4か所でされたということですが、参加人数が多いのか少ないかはちょっと分からないんですけれども、この4か所での説明、懇談会した根拠、これ以上あとはやるつもりはないのか。今、課長から要望があればやるというお話だったんですけれども、この4か所に絞られたということが1つと、あとの4か所で懇談会開いたにもかかわらず結構御意見が何十件と出まして、それに全て回答されています。大方ざっと目を通した段階でも結構質問に対して答弁というか回答されているので、そのときの住民さんのそこで納得されたというか、反対だとかってそういう強い意見はあったかどうか。その辺までちょっとお教えていただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） 下水道課長。

○下水道課長（小野英樹君） まず会場数でございますが、考え方といたしましては3中学校区でおおむね考えながらも、農業集落排水事業につきましては大崎市の住民の方の使用もございますので、プラス1として中塚地区の開催というふうに想定いたしましたところでございます。

次に、住民の方がおおむね納得されたかということにつきましては、なかなか数字であったり、経理の内容になりますので、町のほうの説明下手なところはあると思いますが、町といたしましては理解いただけるよう丁寧に説明してきたつもりでございます。反対意見も考え方としてございますが、やはり理解されたかと納得されたかというのは個々のそれぞれかと思っておりますので、町といたしましては理解いただけるよう説明に努めたつもりでございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） あと、これは10月29日、30日、31日、4日間連続で懇談会されたということで大変お疲れさまでした。同時に、一応あとこれはこれでこの下水道料金見直しについての懇談会というのは、これ以上あとはやらないということでよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 下水道課長。

○下水道課長（小野英樹君） 現時点でそういった予定はございません。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにございますか。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 懇談会とは関係ないんですが、ただ関係あるんで、地域下水だね。これは大分老朽化していて、早急にでも改修しなきゃならないような状況かなと思うんですが、今回の場合、この地域下水が令和12年に下水道につながることなんですけど、あと7年かな。どうなんですかね、これ。12年以降に下水道に替えるというようなことなんだけれど、その辺どうなっているのかちょっとお聞きします。（「平吹さん、一応今回、懇談会についてですので、これをお受けすると皆さんそれぞれ下水に関して、それぞれいろいろとお聞きしたいところは多々あるかと思いますので」の声あり）いや、その辺これ、水道料金の勘案した考えなのかなと思ってね。その辺、それ考えてねえってことならそれでいいですけど。

○議長（鈴木宏通君） 今の水道の料金の改定に関係あるかということですが、下水道課長。

○下水道課長（小野英樹君） 御心配しての御意見かと思います。予定といたしましては、どこまでも12年以降、順次接続を切替えていくという考えに変わりはないんですけども、平成30年、令和元年ぐらいに一度大規模な改修をいたしまして、その後公共下水道につながまでの間は、事後保全的な修繕を最低限にしながら、何とか公共下水道につながまで地域下水の機械設備を持たせようという考えでございます。どうしても地域下水だけを更新しようとすると多額の費用が発生しまして、使用者の方の負担というのがかなり高くなってしまいますので、そうならないように公共下水道のほうをまず早期概成を目指しながら、その次に地域下水処理場のほうを公共下水道のほうに順次つなげてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） では、いいですか。

○2番（平吹俊雄君） 今回は考えないという、勘案しなかったということでもいいんですね。その料金値上げに関して、そういうことは考えてないんですね。要するに、大分老朽化しているから、途中ね、12年にすることなんだけれど、その間、今の状況だと私の考え、思いとしては、大規模な修理が必要になってくるんじゃないかなと思ったからその辺ちょっと聞いたんで、今回の料金にはそのようなことは考えていないということでもいいですか。

○議長（鈴木宏通君） 下水道課長。

○下水道課長（小野英樹君） 現在の機械設備の運転状況からいたしますと、ある程度の修繕費用は発生するとは思いますが、議員御心配の大規模な改修をしないで何とか接続まで行けたらというふうに町としては考えておりまして、今後大規模な改修予定は現時点ではございません。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

では、ないようでしたらば、下水道使用料の見直しに係る住民懇談会の開催報告については

以上としたいと思います。ありがとうございました。

よろしいですか。始めたいと思います。

では、続きまして3)番、美里町新中学校整備についてに入ります。

それでは総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 3点目です。美里町新中学校整備について説明員を紹介させていただきます。

教育委員会教育長、大友義孝でございます。

○教育委員会教育長（大友義孝君） どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長、佐藤功太郎でございます。

○教育事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 学校教育環境整備室係長、佐藤敏次でございます。

○学校教育環境整備室係長（佐藤敏次君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 学校教育環境整備室主事、伊藤大樹でございます。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。では、早速説明をお願いいたします。では、教育委員会事務局長。

○教育事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 皆様大変お疲れさまでございます。

本日は、このような説明の場を設けていただきまして誠にありがとうございます。本日は大きく2点につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

1つ目が、美里町新中学校整備等事業、これは町長部局で進めております新中学校の整備の部分でございます。もう一つが、大きな2番目が美里町新中学校開校準備委員会についてということで、こちらにつきましては教育委員会のほうで進めているもの。この2点につきましてそれぞれ担当のほうから御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、1番のほうの説明を。では、佐藤係長。

○学校教育環境整備室係長（佐藤敏次君） 皆様お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから美里町新中学校整備についての、美里町新中学校整備等事業について御説明させていただきます。

1つ目、設計業務について。すみません。では、座って御説明させていただきます。よろしくをお願いします。1つ目の設計業務について御説明いたします。

前回の令和5年6月の議会全員協議会で御説明させていただきましたとおり、美里町新中学校建設工事業務の実施設計書が令和5年4月28日に、宮城美里PFIパートナーズ株式会社から提出され、実施設計が完了しているところでございます。その後、建設工事業務に着手するために必要な申請手続を進め、令和5年6月29日付で建築確認済証が発行され、建築工事が着手できるようになりました。そのほかの設計業務につきましては、令和6年度から令和7年度に予定されている小牛田中学校、不動堂中学校の解体工事に向けて、解体設計を開始する予定としております。

次に、建設工事業務について御説明いたします。

令和5年7月24日に起工式が行われ、8月からくい工事がスタートしました。現在は基礎工事を進めており、天候等による影響もなく、令和7年4月開校に向けて工程どおり順調に工事が進んでいるところでございます。建設工事業務の中で、校舎と屋内運動場の建設につきましては、国庫負担金の中の小中学校等の統合校舎、屋内運動場の新增築というメニューを建設工事業務が完了する令和6年度に活用する予定でございます。そのメニューを活用するためには、学校の設置等の予定日が条例に定められていることが条件となっております。このことから、補助金交付申請を行う令和6年4月以前に、美里町立学校の設置に関する条例の一部改正を行う必要がありますので、今度の美里町議会12月会議に提案させていただく予定となっております。

次に、維持管理業務について御説明いたします。

維持管理業務については、建設工事が令和7年2月末に完了し、引渡しを受けてから開始されます。業務の期間は引渡しを受けてから令和22年3月31日までの約15年間です。

次に、提案業務について御説明いたします。

地域活性化業務については、令和5年8月に企画財政課が町職員を対象とした町有地の利活用に関する研修会を開催しまして、その支援を行いました。今後も町が進める町有地の利活用を中心とした地域活性化の取組について支援を行います。また、自主運營業務については、建設工事が令和7年2月末に完了し、新中学校が開校してから開始いたします。

以上で、美里町新中学校整備等事業についての御説明を終わります。

○議長（鈴木宏通君） それでは、続きまして伊藤主事のほうから説明をお願いいたします。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） それでは、美里町新中学校開校準備委員会について、

担当伊藤より着座にて失礼いたします。説明させていただきます。

配付させていただいた資料の２ページ目、御確認いただければと思います。

まず、代表者会のほうの開催状況から説明させていただきます。代表者会については、昨年度につきましては、新中学校名の選定というところで美里町立美里中学校という名称で選定を行いまして、その後、校歌、校章の選定方法について協議を行っているという状況になります。今年度に入りまして、まず校歌のほうについては、校歌の歌詞に入れたい言葉、フレーズというものの公募のほうを行っておりまして、その結果を参考に作詞と作曲を専門家へ依頼するという事となっておりまして、代表者会のほうで協議を行って、どなたにお願いするかというところの協議をしたところ、町内の在住の方に依頼するという事となりまして、作詞を館内浩二さん、作曲を館内聖美さんをお願いをするということとなりまして、実際お会いしてお願いをしたところ引受けていただけるということになりまして、校歌の作成のほうが進んでいるという状況になります。それで校歌の公募の実施の詳細と、あとは作成依頼者の詳細につきましては別紙の資料のほうにおつけしていますので、御確認いただければと思います。

次に、校章のほうですが、現在公募のほうを実施しておりまして来週の木曜日、令和５年１１月３０日までの期間で校章デザインの募集を、失礼いたしました、今週の木曜日です。校章のデザインの募集をすることとしています。公募の詳細につきましては、こちらも別紙の資料、別紙３というところで資料をおつけしていますので、御確認いただければと思います。

それで今後の協議内容としましては、校章につきましては応募いただいた校章デザインの中から校章デザインの選定を行い、今年度末までに校章を決定するという予定としております。また校歌につきましては、令和６年７月を目標に完成させる予定としているところになります。

次に、総務検討部会の開催状況と今後の予定を説明させていただきます。

総務検討部会につきましては、昨年度新中学校で着用する制服の選定を行っておりまして、今年度につきましては新中学校で使用する体育着、運動靴、上履き、あとは通学かばんの取扱いについて協議を行っております。取扱いの協議に当たっては、保護者等にアンケートを実施しまして協議を行っておりまして、その結果、体育着と運動靴につきましては学校指定用品とするということとなりまして、通学かばんにつきましては、基本的には自由として学校の推奨品を用意するという事となりました。

続きまして、資料３ページのほうに移ります。

今後の協議内容というところで、今後、今年度末までに体育着、それから運動靴、通学かばんの選定を行う予定としております。また、新中学校の開校式についての協議をする予定でい

るところになります。

次に、P T A・通学検討部会の開催状況と今後の協議内容について説明させていただきます。

P T A・通学検討部会では、昨年度につきましては新中学校の通学方法についての協議を行っております。通学方法につきましては、徒歩、自転車それからスクールバスと、あとは電車といったところの中から通学方法を選択して、学校のほうに通学方法を登録した上で通学してもらうということとしております。スクールバスのバス停につきましては、おおむね4キロメートルを超える場所から停留所の設定をしているというところになっております。それで今年度に入りましてスクールバスのルートについて保護者等に内容の確認をいただきながら設定を行っておりまして、別紙の4のほうにスクールバスのルートの詳細がありますので、そちらのほうを後で御確認いただければなというふうに思っているところでございます。

あとは、新中学校のP T Aの設置に向けて内容の検討を行っているところになりまして、今後の協議内容としては、新中学校の通学路の危険箇所などを示す安全マップの作成を行うということと、あとは新中学校のP T Aの設置に向けて会則や予算、活動内容などの素案を作成する予定というところになります。

4つ目、学校運営・教育課程検討部会についてになります。こちらのまず開催状況として、昨年度は新中学校の教育目標、それから部活動についての協議を行っている状況でございます。今年度についても引き続き協議を進めているところで、新中学校の部活動については任意参加とするということとしまして、令和6年度から任意加入制に移行できるように各中学校のほうで調整を行うことというふうになっている状況になります。

それから、新中学校の教育目標、教育課程につきましては、各中学校の教職員が集まる検討会を設置しまして、そちらのほうで素案の作成を行ってもらうということとしておりまして、学校運営・教育課程検討部会では作成された素案につきまして協議を、その素案を基に協議を行うということとしているところになります。こちらの検討会のほうの詳細については、別紙5のほうに資料としておつけしていますので確認いただければと思います。

それで、今後の協議内容につきましては、教育目標、教育課程、いじめ・不登校対策など各中学校教員のほうで作成をいただいた素案を基に協議を行って、その内容を決めていく予定というふうにしております。

最後のほうに、資料の4ページのほうになるんですけども、これまでの協議結果についてホームページのほうに掲載しておりますので、参考としてホームページのURLとQRコードを載せさせていただきましたので御確認いただければなというふうに思っております。

資料の説明については、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君）　ありがとうございます。

　ただいま美里町新中学校整備について御説明いただきました。皆さんのほうから意見、御質問等ございましたらば。伊藤議員、マイクをお願いします。

○6番（伊藤牧世君）　まず、1の美里町新中学校整備等事業について、こちらのほうで2つあります。次の2のほうは5つありますので、最初に1のほうの1つ目として、建設工事業務の中で校舎と屋内運動場の建設について国庫負担金の中の小中学校等の統合校舎・屋内運動場の新增築というメニューを活用するとあります。こちらのほうの詳細をお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君）　佐藤係長。

○学校教育環境整備室係長（佐藤敏次君）　では、私のほうから御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

　国庫負担金の小中学校等の統合校舎・屋内運動場の新增築というメニューにつきましては、文科省のほうで出されているメニューでございまして、校舎・屋内運動場それぞれ基準の面積の算定方法と単価というのが毎年出されておりました、それを基にその単価と面積を掛け合わせた金額で国のほうで負担をしていただいているというメニューでございます。

○議長（鈴木宏通君）　伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君）　その負担割合とか、そういった詳細をお願いします。

○議長（鈴木宏通君）　佐藤係長。

○学校教育環境整備室係長（佐藤敏次君）　御説明いたします。

　先ほど申しました面積と単価掛け合わせた基準の金額の2分の1を国が負担していくというような内容でございます。

○議長（鈴木宏通君）　伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君）　金額は出ていないですか。

○議長（鈴木宏通君）　佐藤係長。

○学校教育環境整備室係長（佐藤敏次君）　お答えいたします。

　単価というのが毎年更新されまして、今現在は令和5年度の単価というところで試算をしておりますが、現段階では、約ということになりますが、11億8,000万円程度を予定しております。

○議長（鈴木宏通君）　伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君）　ありがとうございます。

2つ目として、令和6年4月以前に美里町立学校の設置に関する条例の一部改正を行う必要があるとありますが、こちらのほうに関して、まず設置の条例ということは住所等の設置の場所の名前を登録するというか、新たにやるという形になるのか、その辺がよく分からなくて設置条例というところで、今は各中学校の設置に入っていると思うんですね、条例の中に。それを美里、例えば町立中学校とかそういったところになったときに、どういうふうな形に条例が改正という形を取っていくのか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） それでは、お答えいたします。

条例の一部改正という形でやるのですが、まずは令和7年4月から設置ということでその予定日を定めるということでございまして、それで令和7年の4月には3校を廃止して美里中学校1校にまとめるという。そして住所地をここだということで定める一部改正の条例を議会のほうに上げさせていただくということで、実際の効力が令和7年4月ということで、その事前の準備として名称と住所、これを令和7年4月1日からということで予定するというで、条例の改正をさせていただくというものになります。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） それを令和6年4月以前にやらなければならないということなんですね。補助というか、その国庫負担金というところで。というところで、例えばこの条例改正に関して、例えば否決の場合とかはどうなるのか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず補助の条件というか、その設置の予定日がしっかりと示されていると、条例でですね。それがなければこの補助が受けられないというようなところになりますので、そのときどうするかということは考えなければならないというところだと思います。

○議長（鈴木宏通君） ちょっと今の否決の話は、ちょっと削除させていただいてよろしいですか。では、引き続き伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 2番の美里町新中学校準備委員会についてのほうです。開校準備委員会のほうです。こちらのほう、まず1つ目として校歌作成依頼に関してなんですけれども、別紙の2に選定された2人のプロフィールがあるんですけれども、経緯というか、経過として選定リストをつくっていたりとか、選定基準だったり設定方法、推薦であればどこからというのはあったのかをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 今回、校歌の作成をお願いする方の選定につきましては、まず選定する方についても業者であったりとか、あとはこちらの美里町じゃなくても県内県外にいる専門家、ゆかりのある方とかというところも含めて検討しまして、まず業者としてお声がけいただいたところもありましたので、そちらの業者さんと、あとは町内で誰か作れる方いないかというところを各委員さん方等に確認しまして、そちらのほうで推薦というか、協議の中で出てきた方をお願いするかどうかというところの候補を最初決めまして、その後にその候補の方々の今までの作品等を確認して、最終的には多数決でどなたをお願いするかというところで館内聖美さん、館内浩二さんというところで、町内のほうでピアノ教室をやっているというところと、あとは教科書等にも載っていると、作った作品が載っているというようなところもあって選定がされたというような経緯となっております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。それで依頼をすることとなった場合に費用というのがかかってくるのかお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 費用に関しましては、謝礼という形で来年度にちょっと校歌の完成が確認できた後、ちょっとお支払いするというようなところで考えているところになりまして、その内容についても御説明をさせていただいたというところになります。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

その次に、3ページです。今後の協議内容にはなるかもしれないんですけども、運動靴、上履きのところですが、通学かばんの選定というところなんですけれども、アンケート等で聞いているというところがあるということを基本に作っているのかとは思いますが、中学校の上靴については個人差があるとは思いますが、滑りやすいとか、その生徒さんの活動によって違うとは思いますが、減りやすかったりとか、替えが簡単にできないとかというのをちょっと声を聞いていました。そういったところで、そういう運動靴に対しての要望というのは出てこなかったのか、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 運動靴に関しては、やはり今議員おっしゃったように買換え頻度が多いとか、あとは今安いのあるんだというような御意見もありまして、そうい

った意見を踏まえまして、中学校の教員等の意見も考慮しまして、その中でやっぱりこの運動靴というのが授業でも使うものでありまして、体育等の授業でやはりちょっと自由にした場合に安全性がちょっと危ないというところもありましたので、こちらについてはちゃんとその安全性を確保したグリップ力というんですか、滑りづらいようなもので選定をさせていただく、それで学校の指定品とするというようなところで開校準備委員会の中で意見がまとまったというところになります。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

次に、スクールバスルートについてお伺いします。こちらのほう、別紙4参照ということになっています。こちらのほうなんですけれども、大体小牛田地域7ルートですか、南郷地域で5ルートになるかと思います。こちらは乗車場所等箇所数は分かるんですけれども、距離や所要時間や想定人数というのは、もう出しているのかどうか、一つずつ聞くとかなりの時間になってしまいますのでそういったところ、おおよその発着とか、この感じで一斉にやると12台のバスが動くのかなと思ったりもしたので、その辺りお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） こちらのスクールバスのルートの検討に当たっては、各乗車場所から大体どれくらい乗るのかといったところと、あとは所要時間そちらの部分、あと今、幼少でスクールバスの運行もしていますので、そちらの時間帯との兼ね合いも考えまして、およそ8時の10分くらい前、7時50分くらいに着けるような形で、バスがあまり混雑しないような形で時刻のほうの設定をこれからちょっと検討するというようなところになりまして、一旦こちらのほうで今素案のほうはつくっておりましたので、あとは来年度に向けて引き続きちょっと検討しながら、実際乗られる方、スクールバスを利用する方の希望調査を行った上で、正式な時間等は決定していくような予定で今考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） スクールバスの数が今12あるのかなと、ルートがあるので12台を一斉に動かすのか。頭の中では10台という、新中学校10台って思っていたので、その辺りお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 基本的には10台同時に動くというようなところで、今想定しているのが、10台がマイクロバス29人乗り、運転手含め29人乗りのマイクロバスで、

あと2台がバンタイプっていうですか、ハイエースみたいな、キャラバンみたいなところのマイクロバスタイプですね。そちら14人乗りですかね、で想定をしているところで、人数少ない地域に関してはそちらの2台を運行するというような想定でいるところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 分かりました。

その次に入りたいと思います。新中学校の部活動なんですけれども、その内容の中に任意参加として令和6年度から任意加入制に移行できるよう検討を進めるとありますが、こちらのほうの詳細をお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 新中学校の部活動の任意加入制というところになりまして、令和5年の9月の教育委員会の定例会のほうで美里町の今後の部活動の在り方というところで、教育委員会のほうで報告をさせていただいております、その中で、すみません、失礼しました。任意加入に関しましては来年度の入学生、それから在校生含め新中学校に移行した際に、周りの大崎地域も含め任意加入制というところが今進められているところでございますので、具体的にどのような形で移行するかということまではまだちょっと内容は私のほうで把握していなかったんですけれども、新中学校開校に向けて来年度の在校生含め、任意加入に移るんだというところを認識していただいた上で任意加入制、今全員参加というような方向でやっておりましたので、検討を進めていくということになります。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 最後になります。最後が各中学校の教員が集まる検討会、こちらのほう別紙の5というところでありますけれども、こちらのほうは通常の業務時間内に行っているんで、プラスとして業務として行っただくことになっているのかお伺いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 基本的にこちらの検討会につきましては、業務の時間内で行っていただいているものにはなるんですけれども、やはりプラス今までの学校の業務とプラスして、ちょっとこちらのほうの時間を割いていただいているというような状況になるかなというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 通学について何点かお尋ねします。

3ページに通学方法としまして、徒歩、自転車、スクールバス、電車とありますけれども、

その電車なのですが、ここはどこ地区を想定して電車ということなのかお伺いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） こちらの電車通学に関しましては、特にどの地区からというような想定はなくて、利用したい生徒がいらっしゃればその近くの駅から乗るんだというところを学校のほうに届けていただきまして、そちらのほうで通学をしていただくというようなところで、想定されるのは北浦であれば北浦駅、それから陸前谷地駅、あとは中塚からであれば田尻駅が近いというところと、あと南郷の方であれば一応スクールバスは通るんですけども鹿島台というところが想定されるか、あとは下小牛田のほうであれば上涌谷駅というようなところの御意見も今いただいているようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） その場合の運賃の負担なんですけれども、これは町で負担するということになるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 基本的に4キロ超える地点に関しては、スクールバスを運行するというところを考えてますので、スクールバス運行するエリアが基本的には電車に乗るような方になるのかなというところがありますので、スクールバスではなく電車を使うんだという方に関しての費用の負担に関しては、まだ考えていないというところになります。基本的にはスクールバスを利用させていただきたいというところが前提でございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） これからの検討事項ということです、分かりました。

それから、今ちょっと話ありましたけれども、そのスクールバスの利用について当初6キロを境にというふうに私は受け止めていたんですけども、今回はその4キロを一つの境にして、スクールバス超えた場合ですね、というふうな説明ですので、これ6キロから4キロに短くなったというこの理由といいますか、事情といいますか、ちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） この4キロという距離の設定に関しては、おおよそその自転車で通学にかかる時間、あとはバスにかかる時間というところもあるんですけども、文科省のほうから出されている通学の考え方というところが資料がありまして、そちらのほうで6キロで設定すると大体1時間くらい以内で通えるというような目安があったんですが、新中学校に関しては30分以内で通うことができるというところをまず前提としまして、距離のほ

うを考えたところ4キロまでは自転車です30分ぐらいで通えるというところがありましたので、ちょっと6キロまでになってしまうとそれ以上に時間かかってしまうというところがありましたので、30分というところのラインで4キロに設定したというところになります。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 4キロということで線を引いたということですが、これは行政区ごとでのこの線引きになるのでしょうか。あくまでも距離ということですか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 基本的には4キロを超える行政区の境、境という行政区で設定をしておりますので、4キロを超えないようなところもあるんですが、おおむね4キロを超えるような場所にバス停のほうを設定させていただいたというところになります。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） それでは、その4キロ以上はスクールバスということですが、4キロ以内、これは自転車あるいは徒歩ということになるのでしょうか。このルートはこれからということでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 徒歩、自転車の通学路に関しましては、基本的にこちらのほうでどこを通ってくれというような通学路のほうは示さないんですが、おおむねここを通るだろうというような主要な通学路に関してはこちらのほうで想定をして、先ほどちょっと説明の中でもありましたが安全マップというようにところを作成して、こういったところは危険なので注意してくださいというような注意喚起などをしていく予定でいるところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） ちょっとくどいようですが、通学路は指定しないということですか、するんですか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 通学路を学校のほうで指定をするということでは考えてはいないところです。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 通学路なんですけれども、指定しないと今お話なんですけれども、そうしますとちょっと危険なその道路、例えば三十軒踏切とかその周辺、出来川沿いのちょっと崖

みたいな、ガードレールがついていますがけれども、そういったところも生徒、親御さんが通学したいというふうな希望があれば、それはそれで許可しますといいますか、認めるといいますか、そういうことになるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 基本的にはこのルートを通るんだというような通学路が学校のほうに届けられまして、その届けられたものが通学路になるというような考え方でおりましたので、基本的にここを通過して駄目だということな示し方というか、指定のほうはしないというところで、その上でその危険箇所がここなので通る際は注意をしてくださいというような示し方をしようというところで考えているところです。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 私は通学路はやっぱり安全性を第一に考えるべきだと思うんですが、今申し上げた三十軒踏切、これはある意味開かずの踏切的なところもございます。時間的には、そうですね朝と夕方に集中して列車通りますので、それと幅が少ない、幅がない、それで長さがあるんですね、80メートルくらいあります。私は車1台通って精いっぱい幅ですし、かなり危険というふうに私認識しているんですけども、それとその周辺の出来川のその道路、一方通行にもなっていますし、その辺のことを考えるとやはり通学路は危険だからというふうな場所設定ということじゃなくて、ここは駄目だよくらいの縛りをしたほうがいいのかな、これは具体的にこれからもっと突っ込んだ話はされていくものと期待していますけれども、と思いました。

それからもう1点。自由通路については、これもやはりそうしますと通学していい施設というふうに理解していいわけですね。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 自由通路につきましては、通学の通学路として使用してもいいというところの考えで今進んでいるところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 自転車通学なんですけれども、おおよそで結構なんですけれども何人くらい等を見込んでいますでしょうか。その自転車通学の場合は具体的に、例えば考えられるのは、梅ノ木とか、起谷の一部とか、彫堂、あと本小牛田辺りですかね、こっちの西のほうですと。下小牛田も入ると思いますけれども、例えば駅西のほうですと、これはちょっと前にちょっと耳にしたんですけれども、小牛田駅まで自転車に来て、自転車を駐輪場に駐輪して、自由

通路で学校まで通うということを耳にしたんですが、そういうことになるのでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） そのような想定もありますし、先ほちょっと危険箇所は通学禁止だとかは指定しないというようなお話もさせていただいたところであるんですが、西から東のほうに抜けていってもらって直接学校の駐輪場まで行くというようなところも、こちらの西側の地域に関しては考えていたということになります。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） もう1点だけお願いします。下小牛田なんですけれども、多分こちらは自転車通学になると思うんですが、近いのは涌谷町を通るわけですね。その場合、通学路に指定していないということだから、それはそれでいいのかなと思いますけれど、涌谷町と通学路と指定した場合、涌谷町と協議なんかそういうことが発生するのかなというのも思いもありまして、ちょっとどうなんですかその辺は。

○議長（鈴木宏通君） 教育長。

○教育委員会教育長（大友義孝君） 通学路のことなんですけれども、やっぱり町外を通るかもしれないということは、当然ここをそれぞれの町には協議が必要だというふうには認識しています。それが法的なものかどうかは別にして、そういったことは必要があるだろうと。ただ、議員も御存じだと思いますが、通学路というのを大きく分けると2種類あるんです。1つは、学校が指定する通学路というものがあまして、これは先ほどから議員から御指摘いただいている安全を確保するということです。それで防犯とか、防災の関係も含まれてきますので、それを学校の指定通学路というふうに設定するわけなんです。ただ、今現在どうなっているのかということなんです、これは子供たちが通るところ全てが学校指定の通学路というふうな呼び方をしています。それからもう1点、法定通学路というのがありまして、この法定通学路というのは何かしらの歩道の整備とか、そういったところを整備することを条件にして通学路の指定をするわけです。交通安全施設等整備事業の推進に関する法律上の通学路ということになりますので、この通学路を2つの通学路が全て一致するということではないということを御承知おきいただきたいと思います。これから通学路を先ほど指定しないような話もちょっとあったんですけれども、もうちょっと詰めさせていただきまして、学校として防犯上、それから安全上検討させていただきたいなというふうには思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ではよろしいですか。（「はい」の声あり）まだまだある。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 聞きたいことはいっぱいあるんですが時間の関係もあるので、そして前

の議員がいろいろ質問されていまして、あとは気がついたところは一般質問のほうでいろいろお伺いしたいと思います。

1つだけ気になるのが、ここの資料の別紙4の裏側に南郷地域の通学ルート書いてあるのね。（「スクールバス」の声あり）スクールバスルート。そこにうちの地区にも子供がいるんだけど、これは美里中学校でなく東松島の中学校に行けということなんだか分からないけれど、ここのルートはどうお考えですか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 失礼しました。こちらの資料のほうの説明ちょっとしていなかったんで、資料の下の方にちょっと令和7年度開校時のという、ちょっと米印で書いているんですけども、7年度に在籍する予定の生徒の想定で今このルートをしておりますので、スクールバスルートにつきましては毎年度入学する生徒に合わせて、今の幼稚園、小学校についても見直しをしておりますので、その該当地域の方が入学するということで使用するということになれば、そちらのほうもルートを設定するというようなところで考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） まだ、この頃小学生なんだろうと思うんだけど、けどもやっぱりルート、こういうのに公的な資料でしょう、これ。それに小島が入ってないというのがちょっとおかしいんだな。（「対象者いない」の声あり）対象者いないということじゃなくて、だからそいつは毎年度変えることは当然必要なんだけど。それはやっぱりちょっと配慮すべきだと思うよ、これ。住民無視しているということだよ、これ。（「そういうことじゃないよ」「終わり」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 私で最後にさせていただきたいです。2点だけお尋ねします。

3ページの4)の学校運営・教育課程検討部会、同僚議員先ほど質問されています。令和5年度の中学校の部活動について、中学校の部活動については任意参加とすることとしてと、もう既に決めつけてありますね。これは検討部会で決められたのかどうかということが1つと、それから令和6年度からは任意加入制に移行するよう検討を進める予定としていますということなんですけれども、これは私が今思うには、もう既に最初から任意参加とするということは、せっかく統合して生徒数も一定の1年生から3年生までそろって、部活動の野球部だろうとサッカー部とメンバーがそろうことになりますよね、一定の人数がそろえば。それを最初からも

う任意参加するって決めつけてしまうということは、本人たちが本当はやりたいというのをある意味阻害しているんじゃないかと。抑制してしまうんじゃないかと。そういうことがあるんで、これは本当にこの検討を進める予定としています。検討と予定というのは、もうやらないような内容になっているんですけども、その辺はいかがでしょうか。それが1点です。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 部活動につきましては、まず基本的に子供たちの自主的、自発的な活動と、課外活動ということで位置づけられておりまして、基本的にはなかなか部活動の意義は当然十分あるんですが、やはり強制というか、するわけにはいかないということで近隣でも部活動の任意加入制がやられておると。それで開校準備委員会の中でも、いろんな資料を基に御検討いただいて、やはり部活動にはなるべく参加してほしいけれども、やはり強制というわけにはいかないんじゃないかというようなことで、積極的に何ていうんですかね。任意だ、任意だっということではなくて、やれる環境は当然つくって、ただそれぞれ子供たちの自由な考え方もございますので、例えば加入しないでという方も、子供の中にはいるわけですので、その辺の選択の幅を持たせるというような視点から、任意加入制と。これは学校のほうからも任意加入制がよろしいんじゃないかというような話もございまして、現在その方向で進めさせていただいているというようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 確かに、今の子供たちといえば、そういう強制とか、強いあれはなかなか受け入れられないのは分かりますけれども、ただ、部活というのは運動部だけじゃないんですよね。文化部もですよ。例えば、何だ、いろんな文化部ありますよね。それを要するに、何も参加、全然参加も、部活に参加しなくていいということ、いわゆる帰宅部みたいな状況になってしまうんじゃないかと。一定のどちらかに参加するという選択肢を用意しておいたほうは丸々任意としてしまうのはどうなのかなって私は思うんです。一番の中学生の感性というか、一番何ていうか、成長過程で一番、ちょっと言葉出てこないんだけど、そういう時代、時期に、何らかのそういう部活動やったことによって成長するんで、（「簡潔にお願いします」の声あり）進むと思うんですけれども、これ検討と予定ということでちょっと非常に私残念に思いますけれども、これから進められるでしょうからその辺も踏まえてお願いしたいと思います。

もう1点です。さっきの通学路の件です。通学路の、先ほど教育長から説明ありました。通学路については法定通学路とあと町、学校で指定されるという2つの通学路あるんだけど、

中学生自転車通学、徒歩、例えば、先ほど何回も出た三十軒踏切、そのほかに東北本線のクミアイ化学の後ろ側にも細い踏切があります。小さな踏切があります。もし子供たちが遅刻しそうだなんだって、どこでも道路を通る可能性も私は考えられると思うんですね。だから一定の通学路、先ほどの説明だと通学路は指定しませんというお話ありました。一定の通学路、基本的な通学路を指定しておいたほうが、子供たちが万が一ですよ、防犯の関係です。あれ事故に遭ったり、そのときにはどこを通学しているかというのが分からなくなったり、子供を探したり捜索したときには、どういう通学路通っているのか、保護者、学校は一定の子供の通学路を把握してなくちゃいけないと思うんですよ。そういう意味でも、一定の通学路は指定すべきじゃないかなと私は思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育長をお願いします。

○教育委員会教育長（大友義孝君） ありがとうございます。通学路の関係については、今議員がおっしゃるように安全確保とか、防犯とか、防災いろいろなことが絡みますので、学校指定の通学路については今後まだ検討課題だなというふうに考えておりますので、そういったところも踏まえて、今学校が3校ありますけれど、新しい学校が今ないものですから、それで準備委員会でいろいろと協議しているわけなんですよ。ですから、今後とも保護者の皆さんとか、学校の先生もいますので、もう少し中身を整理しながら進めたいと思います。よろしくお願いします。

○4番（山岸三男君） 今教育長言ったように、それにね、まだこれからですから、そこまでしっかりと詰めて検討していただきたい。そんなふうに思います。

以上です。これで終わります。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 短く言います。お願いします。通学路の件です。まずスクールバス4キロを超える場所に停留所を設置とあります。選択をするということで、選択をできるというのであれば、例えば3.5キロの人が戻って4キロの停留所に乗れるのもオーケーにしちゃうってこと。そういうところもちゃんと柔軟に対応していただきたい。

それと、通学路の件ですけど、通学、通勤、家を出てから家に帰るまで、これは基本概念です。きちっと安全性の確保、検討委員会のほうで検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 要望ということで。副議長。

○副議長（村松秀雄君） ちょっとスクールバスの件でお尋ねをいたします。5路線、7路線あ

りますけれども、この路線はあくまでも一方通行というか、各バス停ありますけれども、重複しないように路線通っていますけれど、南郷の場合、和多田沼とかこの通るところ、重複する線がありますね、一本だからね。だからそのところの停留場がありますが、この図式から言えば、もうその決まったAのバスは、Aの決まった停留所しか止まらないと、それで学校に行っちゃうと。BはBの決まった停留所しか止まらない。同じ路線を通っていると、あら行っちゃったわというような感覚にもなるよね。時間帯によってね。その辺がちゃんと説明されるかどうかというのを、まずきちっと混乱しないようにまずお願いをしたいということです。これは回答要りませんけれど。

あと、ちょっと表の中で、先ほど通学路の問題ありましたけれど、4キロメートルの下です。電車というふうになっていました。電車は石巻線、陸羽東線は電車じゃないですね、電化でないですね。東北本線は電化でございますけれど。ちょっと細かいけれど、これ字句ですから、鉄道というふうに直したらいかがでしょうかという提案です。

以上。

○議長（鈴木宏通君） では、美里町新中学校の整備について以上としたいと思います、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、いろいろと御説明、担当の方ありがとうございました。

質問のときは、きちんと簡略、要点をのみいただければありがたいです。（「はい」の声あり）

続きまして、4番目の例規の一部改正における新旧対照表方式の導入についてを説明いただきます。総務課長お願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 4点目です。例規の一部改正における新旧対照表の導入についてでございます。

説明につきましては、私、総務課の佐野と総務課主事、高橋秀彰になります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） では、早速説明をいただきたいと思います。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） それでは説明させていただきます。

まず、これまでの例規の一部改正につきましては、いわゆる改め文方式で行ってきたところでございますが、近年例規の一部改正につきまして新旧対照表方式で行う自治体が全国的に増加しており、また、国におきましても省令の一部改正を新旧対照表で行っている状況です。こうした状況を踏まえて、美里町でも例規の改正内容をより町民や議会に分かりやすいものとす

るため、今後、新旧対照表方式を導入したいことから、その内容について本日御説明させていただきたいと思っております。詳細な内容につきましては、総務課高橋主事から説明させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 高橋主事、お願いします。

○総務課主事（高橋秀彰君） 総務課の高橋です。よろしくお願いいたします。着座で説明させていただきます。

まず最初に、本日お配りしております資料②と③をお手元に御準備ください。

資料②は、これまで改め文方式で作成していた議案の体裁になります。これは令和2年度美里町議会12月会議で可決賜りました、美里町手数料条例等の一部を改正する条例でございます。

続いて、資料③を御覧ください。

先ほどの手数料条例等の一部を改正する条例を今回導入することとしたい新旧対照表方式で表現すると、このとおりとなります。

これから御説明申し上げます新旧対照表方式は、このように改正前と改正後を併記した表を用いて改正を行うものとなります。つまり、議案の体裁、書式、そういったものが変更になるというものでございます。

それを踏まえて、資料①のほうにお戻りください。

1 ページ、2 の新旧対照表方式とはでございますが、新旧対照表方式では改正文の本則を次のように表を用いて表記します。この改正文がそのまま議案及び公布文となりますので、資料として新旧対照表を別に作成することはいたしません。条例議案ですと、議案書の分量が増える一方で、資料編については議案等の概要が1 ページだけとなる想定でございます。

次の線で囲んでいるところが条例改正の基本的なフォーマットとなります。新旧対照表方式で作成した議案は、おおよそこのような形式となります。

続いて2 ページ、裏面を御覧ください。

3、新旧対照表方式導入のメリットでございます。

（1）として、町民や議会にとって分かりやすいことでございます。これが新旧対照表方式を導入する一番のメリットとなります。これまで条例議案の一部改正については、議会での説明は資料編の新旧対照表に基づいて行っている例が大半であったかと思います。このことは、改め文より新旧対照表方式のほうが分かりやすいことの証拠であろうかと思います。また、新旧対照表方式を導入することで議案を審議する議会や公布文のみを見る町民にとって分かりやすくなることが期待されるというものでございます。

次に（２）として、例規案作成事務の省力化と効率化でございます。改め文方式での一部改正には特有のルールが多く、例規案の立案及び審査を困難としておりました。こうした特有のルールに関しては新旧対照表方式では考慮しなくてもよいものが多いので、例規案作成が省力化されることとなります。また、例規案の作成においては、これまで改め文方式に基づき改正文と新旧対照表を作成してきましたが、新旧対照表方式の導入後は改正文の作成のみでとなりますことから、例規案作成事務の労力が軽減されることが期待されるというものでございます。

続いて４、新旧対照表方式導入による懸念事項でございます。

（１）として、国や県が公布する法律等の改め文方式による改正文を読めなくなるおそれがあること。これは新旧対照表方式を導入した場合に、改め文方式を使わなくなることでその技法を習得する機会が失われるため、改め文方式で行われる国の法令改正、宮城県の条例改正等を改正文だけでは理解できなくなるおそれが生じるというものでございます。ただ、国や県の法令等の改正では、別に法案要綱でしたりとか、新旧対照表等の参考資料が作成されることが通例でありますことから、そういった参考資料を活用すれば内容そのものが理解できなくなるということはないというふうに考えております。

次に（２）として、税条例等における一部改正条例の一部改正への対応でございます。国の税制改正に伴う税条例の改正等では、施行前にさらなる税制改正が行われた場合、未施行条例を改正するということがありますが、その改正がかえって困難になるおそれがあるというものでございます。

次に（３）として、その他複雑な例規改正への対応でございますが、税条例の改正のほか、改正が複雑な例規の場合においては、新旧対照表方式に当てはめることによって、かえって例規案作成事務が煩雑となるおそれが生じます。この（２）と（３）にあります、複雑な例規改正につきましては、基本的にこれまで同様、改め文方式で行うことで対応したいと考えております。

続いて、５です。３ページ、５の新旧対照表方式導入後の書式でございます。先ほど御覧いただいたとおりであります。①として総務省の省令改正手法を基本とします。新旧対照方式は、改め文方式のように特に定まった形があるというわけではありませんが、国の省令や先行して導入している自治体においても、その手法が大きく異なっているというところが現状でございますので、本町で導入するに当たっては、総務省の省令改正手法を参考としたいと考えております。

次に、②従前の備考欄は設けないですが、現行の議案の資料として作成している新旧対照表

の右端にある備考欄ですね、字句加えるとか、字句削るといった備考欄は設けないこととします。

次に、③様式の改正は全部改正とするのですが、様式を新旧対照表のサイズに収めることは困難な場合が多いため、様式の改正は表ではなく次のように改めるとする全部改正を基本とします。

次に、先ほど申し上げました、④税制改正に伴う税条例の改正をはじめ、新旧対照表方式により難しい例規改正では、これまでどおり改め文方式を用いることとします。

続いて6、導入の時期でございますが、条例番号等各種例規の番号は暦年でありますことから、令和6年1月から条例、規則、要綱等全ての例規を原則として新旧対照表方式を用いることとしたいと考えております。

続いて、7の今後のスケジュールです。本全員協議会を踏まえて今月中に正式に新旧対照表方式を導入することとし、その内容、スケジュール等の決定をします。

12月には、Reiki-Base起案システム、これは現在、例規案の立案を支援するシステムを導入しておりますが、その調整を行います。また、美里町文書規程の改正と例規制定改廃の手引の改訂、職員向けのマニュアルを改訂し、同時に職員説明会等を行います。

その後、年明け1月から3月を新旧対照表方式の試行期間とし、条例規則は原則として新旧対照表方式、告示・訓令については改め文方式も可とします。

3月議会に上程する条例は、新旧対照表方式となるというものでございます。

4月からは、新旧対照表方式の本格導入として、全ての例規を原則新旧対照表方式とします。

以上、新旧対照表方式導入についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、皆さんから御意見、質問等ありますか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 最初の資料①の1の1ページ目の下の改正前、前後、これぐらいで丸、三角で表示されているところは読みやすいんですけども、②、③の資料のほう、例えば2ページの第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加えるといったところが、③の資料の5ページになるかと思うんです、8条を加えると。というところがこの文書を見ると分かるんですが、これが表だけになると分かりにくいところなんです、そういったところは、例えば条例改正のときに口頭での説明とかがもらえるのか。何かあるのかと思ったので、すみませんが。

○議長（鈴木宏通君） 高橋主事。

○総務課主事（高橋秀彰君） それではお答えいたします。

全部がアンダーラインが引かれているというのがこれまでのルールだったんですけども、今回、改めるところに関してはアンダーライン、加える、削る、条を繰り下げるところは二重アンダーラインというふうになるので、視覚的には5ページ、ちょっと③の5ページを御覧いただきたいと思いますが、一番下の第8条、アンダーラインが引かれているところがあるかと思います。これは加える改正を行ったことによるアンダーライン。次の6ページも同じなんですけど、7ページを御覧ください。7ページ、8条と10条にアンダーラインがそれぞれ新旧で引かれておりますけれども、8条から10条はこれは移動する、条を繰り下げる改正を行っているので、これも二重アンダーラインというふうに、少し視覚的には分かりやすい形になるかなというふうには考えております。もちろん今、伊藤議員からありましたように、これから議案の説明をする際に、その辺り分かりやすさに関してはこれまで同様に注意していくものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 今後のスケジュールにもあるんですけども、例規、条例文ですね、表記が全く変更になって、今例規集あるんですけどそちらのほうも調整というか、かかってくるんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 高橋主事。

○総務課主事（高橋秀彰君） お答えいたします。

例規システムの関係ですけども、今の例規システムに関しては基本的に全文、条文全文が載っている形になります。この条文全文に関してはこれまでと同じですので、基本的に表現、見方に関してはこれまでと同じになるんですけど、ちょっと内部的な職員向けのシステムでは一部改正条例も一応データとしてずっと残っております。これについて、これまで改め文方式で書かれていた一部改正条例につきましては、今後、これまでのものはもちろんこれまでなんですけれども、今後は新旧対照表方式で表が用いられた一部改正条例がこれから残っていく形になりますので、結果としてその全文という意味で一般向けに出されているものに関しては、特に変化がないものというふうに考えていただいて大丈夫です。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、以上をもって説明ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、大変ありがとうございました。

もしよければ、このまま休憩は取らないで行きます。

それでは、5) 番、職員の懲戒処分についてに入ります。

それでは総務課長、説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、本日追加させていただきました、職員の懲戒処分等について説明員を紹介させていただきます。

まず私、総務課長の佐野でございます。

同じく総務課の課長補佐、阿部 晃でございます。

教育委員会事務局長、佐藤功太郎でございます。

○教育事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 教育委員会教育総務課長、伊藤博人でございます。

○教育総務課長（伊藤博人君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それで説明に当たりまして、資料のほうを配付させていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） はい。では、早速お願いいたします。

それでは、説明のほうをお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 私のほうからは、健康福祉課の案件について説明させていただきます。ただいまお配りしました懲戒処分概要にありますとおり、健康福祉課健康推進室に勤務する女性職員が、令和2年4月から令和5年10月まで長年にわたって恒常的に遅刻を繰り返し、また、遅刻を隠蔽するために同僚にタイムカードの打刻をさせ、始業時刻前に出勤していたように偽っていたものであります。

また、健康福祉課健康推進室に勤務する男性職員が、上記職員からタイムカードの打刻を依頼され、虚偽の出勤時刻の打刻であることを認識しながら上記職員の遅刻を上司に報告することなく長年にわたって打刻を続けていたものであります。

これらのことは、町職員の資質に著しく欠けるものであり、美里町職員全体の信用を失墜させる極めて不名誉な行為であります。

処分内容としましては、55歳の女性職員を減給4か月、給料の10分の1。64歳の男性職員を戒告の処分としております。

このような事案が発生したことについては、法令等を遵守すべき立場にある公務員として、あるまじき行為であり許されるものではありません。人事担当課長として深く町民及び議員各位におわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木宏通君）　続きまして、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤博人君）　お世話さまでございます。私からは、教育委員会事務局に関する、本日資料お配りしました懲戒処分概要について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、美里町近代文学館小牛田図書館に勤務する男性職員がパワーハラスメントについて、これまで二度にわたって注意を受けたにもかかわらず、再度パワーハラスメントを繰り返したことから、本日付、地方公務員法第29条第1項第1号及び美里町職員の懲戒処分等に関する規程第2条に基づき懲戒処分としたことから、本日、議員の皆様にご説明申し上げます。

当該職員につきましては、令和5年10月19日木曜日になります。午後3時頃に教育総務課配属の職員に対して、業務上執拗かつ相当内の範囲で行われる適切な指導を超える言動により、相手方に著しい精神的苦痛を与えました。

この職員につきましては、令和5年5月、同年7月において、職員に対して同様に強い言葉を発しており、その際は私から強い言葉を発することのないように注意したところであります。しかし、改善することなく今回の件を起こしたことから、美里町パワーハラスメントの防止等に関する要綱にのっとり、手続を進めた次第であります。

当該職員の処分につきましては、令和5年10月26日に開催した教育委員会定例会についてお諮りしましたところ、美里町職員の懲戒処分等に関する規程第2条第3項の規定により、美里町職員分限懲戒審査会に意見を聞くこととしたところであります。その後、同年11月22日に審査会が開催され、当該職員について慎重に審査していただきました結果、減給3か月、給料の10分の1が相当であるとの意見を頂戴し、その旨を同日付で町長から教育長宛て御報告いただいたところであります。

この意見につきましては、11月24日に開催された教育委員会定例会において報告し、最終的に教育委員会では審査会の意見のとおり、当該職員への処分内容を減給3か月、給料の10分の1とし、本日、令和5年11月27日付、当該処分に懲戒処分書を交付したものでございます。

今後は職員全体に対し、相手方が威圧的、攻撃的なものとして言動を捉えてしまうようなこととはならないよう、なお一層、職員全体に指導してまいります。今回は、職員がこのような行動を取ってしまいましたこと、大変申し訳ございませんでした。

以上で御説明とさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君）　ただいま説明いただきましたが、皆さんのほうから意見、質問ありましたら。櫻井功紀議員。

○8番（櫻井功紀君） どうも御苦労さまでございます。1点だけお尋ねします。

近代文学館の懲戒処分を受けた64歳の男性は、任期付職員でしょうか。

それから、もう1件のほうの64歳の男性ですか、これ健康福祉課健康保健推進室に勤務する64歳の男性、これも任期付職員でしょうか。お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤博人君） ただいまの御質問にお答えいたします。

任期付の職員であります。

○議長（鈴木宏通君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 健康福祉課健康推進室の男性につきましても任期付職員でございます。（「はい、了解」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） お疲れさんですと言いたくない状況です。1件目、基本的なことです。子供さ言うんでねえんだからこういうことしちゃ駄目だというレベルの話なんで、これは聞きたくありません。

2件目。続けて3回目ということですよ。これに関しては民事とかそういうのは一切ないで、民事とかそういう訴訟は何もないということで、内部で納まって、和解もして、二度としないということでもいいんですね、確認です。

○議長（鈴木宏通君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤博人君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まずもって1回目、2回目の問題につきましては、言動を受けた本人から私のほうにお話があり、その後、私が注意した後、もしくは問題を起こした次の日に本人から謝罪がありました。被害を受けた職員は、それでまずは納得し、その後このようなことがないようにしていただきたいということがあって、私のほうからも強く注意したところであります。3回目につきましても、今回被害を受けた女性ですね、ちょっと相当ショックは受けたものの、今は本人の謝罪はちょっと本人の目の前にするとちょっとまだ落ち着かないということで、謝罪受けていない状況です。ただし、民事等そういう部分は考えていないということで、お話は聞いております。以上です。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 民事はしないということですけど、今の時点で本人目の前にして、そういう謝罪も受けたくない状況ということは、今後そういう状況が悪化していった場合、可能

性はなくないということですよね。

○議長（鈴木宏通君） ただいまの懲戒処分に関する部分としては、ちょっと離れた質疑になりますので、別な質疑にさせていただきますか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） まず、健康福祉課に関しては令和2年から令和5年10月まで、長年にわたって恒常的に遅刻繰り返した。これある意味不正行為に当たるんじゃないかと思うんですよね。

それと、こちらの健康福祉課の場合はある意味不正行為、こちらの近代文学館は完全なパワハラ、これ同じ懲戒処分の扱いなんですけれども、先ほどの説明だと課長さんが本人に注意をしたと。それでも改善しなかったということですよね。私は、町長に本当はお尋ねしたいのは、こういうことあったら町長が本人を呼んで、町長から直々にやっぱり注意とか、指導とか、そういうことが必要じゃないかということが1つです。

それからもう一つは、私たち議員も今パワハラ、セクハラいっぱい研修を受けています。職員の皆様もこういう研修というのはないんですかね。その辺もお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） それでは、今日この懲戒処分をさせていただきました。本当にあってはならないこと、非常に厳しく私も注意をさせていただきました。なれ合いでやっているようなところも多々ございましたし、これまでの経過というのは私は正直知っておりません。しかしながら、これを現実置き換えた場合に、大変なことだと、コンプライアンス違反も甚だしい、なれ合い主義で透明性も全然ない。これは辺りの職員も感じ取っていたんだろうと思っております。しかしながら、それが表に出てこなかったというのは、非常に本町にとっては不名誉なことであるし、やっぱり大きな問題だと思っております。このようなことがあったとき、すぐ私の耳に入ってくればいいんですけれども、なかなか入ってこないという、これが現実でございます。そういうような中で、今日全部で4名ですか、4名、厳重注意も含めて4名の方にさせていただきました。非常にこのようなことは今までにかつてない偶然といいましても、このような形で今日2つの事案を懲戒処分としたことは本当に大変なことだと私も思っております。そういうような中で、今後はこれからお話ししますけれども指導体制も含めて、職員の規範の在り方、コンプライアンスをもう1回再度徹底して、二度とこのようなことがないようにしたいと思っております。

本当に不名誉なことで大変申し訳なく思っております。すみませんでした。

○議長（鈴木宏通君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 2点目の質問にお答えいたします。

町でパワーハラスメントの防止につきましては、要綱を定め防止に努めているところでございます。内容につきましても、職員の責務としまして、職員はパワーハラスメントをしてはいけない、あるいは管理監督の地位にあるものにつきましてはパワーハラスメント防止に努めるという内容で運用していたところですが、今回このような事案が発生してしまったことにおきまして、今後この要綱にもありますとおり、研修等を早急に実施いたしまして、この内容につきまして改めて職員のほうに周知を図りたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。

○4番（山岸三男君） 今の説明、そのとおりだと思いますので、これ私は以前にも南郷児童館でも……（「指名しておりませんけれども」の声あり）それらの中で一連の、氷山の一角ですからね。その辺も課長さんたちはしっかりと指導してほしいと思います。お願いします。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 要望でいいですね。はい、ではよろしくお願いいたします。

今回の職員の懲戒処分について、以上としたいと思いますがよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、町長から説明及び意見を求める事項については終わります。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

1つだけ事務局から。

○議会事務局主事（佐藤理子君） 事務局から2点、御連絡いたしますのでお願いします。

まず1点目。配当金と返還金についてです。令和5年10月31日に全国町村議会議員互助会から令和4年度全国町村議会議員互助に係る年間加入者への配当金が送金されました。加入者の方々にはその配当金をお渡しいたします。互助未加入者の方々には、加入者の掛金と同額分を議員積立金から返還いたします。また、11月17日に開催された大崎広域市町議員交流会を欠席された方には、交流会の負担金を議員積立金から返還いたします。特別委員会終了後、配当金と返還金、返還いたしますので、お帰りになる前に事務局にお立ち寄りください。

2点目。令和6年度のみやぎ手帳の販売についてです。12月22日まで本庁舎会計課、企画財政課、南郷庁舎町民窓口室にて税込み600円で販売されておりますので、御購入される方はよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） では、以上ということで、あと私からあるんですが、佐野さん何かある。

○11番（佐野善弘君） 先ほど皆さんの前にパンフレットですね、千葉亀雄研究会ということで、小学校の5、6年生の方に配っておるようなパンフレットを作りました。それで皆さんのほうにもお配りしましたので、（「ありがとうございます」の声あり）こういう方がいるということで、今日の新聞に載っていますので。

○議長（鈴木宏通君） すみません。私のほうから。皆さんから月々1万円の旅行積立てをいただいていたけれども、この旅行積立てに関して、11月、12月か。12月から積立ての部分を廃止して、今後積立てはしないという方向にしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）行くときには皆さんで、旅費でそのとき出していただくような形になります。以上です。

最後に副議長の挨拶。

○副議長（村松秀雄君） 閉会の挨拶です。お疲れさまでした。

3時半からでございますので、よろしくお願いいたします。3時だな。3時5分。

午後3時00分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月27日

美里町議会議長